1月25日

議会運営検討協議会

#### 午後2時01分開会

### 1検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

### 【協議結果】

決算審査に関する見直し案等に基づき協議を行い、分科会の所管、構成等、質疑方法、総括質疑の発言者、質疑方法、分科会報告等について確認を行い、意見の一致に至らなかった事項については、次回引き続き協議することとなった。

# 【主な意見】

○石田 (康) 座長 本日もお手元に配付した決算審査に関する見直し案に基づき、協議を 進めていきたい。なお、前回の協議会で確認された項目には、確認日と確認した旨の記載 をし、新たに追加した項目には、追加した旨の記載をしているので、御了承願いたい。

それでは、まず分科会関係の(1)の開催日数について協議を行う。案1は織田委員から、案2は松原委員から、それぞれ賛成の意見があり、案3は浜田委員から提案されたものである。前回の協議会では、意見の一致に至らなかったが、改めてこれらの案に対する御意見を伺いたい。

○織田委員 分科会について、団で協議をしたが、分科会を現状の委員会をもととして設置することとした場合、他の分科会に関連する議論を行う場合はどのように取り扱うのかといった意見が出された。分科会の構成メンバーを常任委員会のメンバーと同様とするのではなく、テーマによって差し替えができるような取り扱いはできないか議論をお願いできればと思う。また、他局に関連する事項について、どのように分科会で取り扱っていくか確認したい。

〇石田 (康) 座長 ただいまの提案は、分科会の委員構成を常任委員会に準ずることとは せずに、フレキシブルに交代できる余地を残してはどうかという提案かと思うが、他の委 員のお考えはいかがか。

○松原委員 今の提案は、分科会の委員の差し替えを行うというものであるが、具体的に どのように差し替えるのか。

○織田委員 国会のように、便宜的に委員の差し替えを行っている例もあり、形としては 可能なのではないかと考える。 ○沼沢副座長 関連する質疑を行うのであれば、事前に通告して、関係する理事者を出席 させることが現実的ではないか。分科会ではあるが、常任委員会の構成に基づき設置すべ きだと考える。

○松原委員 分科会の構成は、常任委員会の構成に準ずることがベターであると考える。 委員の差し替えを行うことに抵抗がある。

○月本委員 以前、3分科会とすることを提案したが、協議会での議論の結果、5分科会となった。その理由の一つとして、分科会をまたがる事項については関係理事者を出席させることで5分科会でも対応が可能であるとの考え方に基づき、現在に至っていると認識している。したがって、委員の差し替えで対応するのではなく、関係理事者への通告をどのように行うのかがポイントであると考える。

○浜田委員 分科会の委員の差し替えは、各委員の考えに距離があると思われる。したがって、関連する理事者を必要に応じて出席させることでまとめることができると思う。以前も、総務分科会での教育委員会に関する質疑にあたり、こども本部の職員を関係理事者として出席願うことなどを議論したが、そのような対応がよいのではないか。

○松原委員 分科会で質疑を行うに当たっては、会派内で質疑内容を事前に調整し、実施 することになると考えられるため、委員を差し替えなくても十分に対応できると考える。

○石田 (康) 座長 自分の所属する分科会の所管以外のテーマについては、会派内で該当する分科会に所属する委員と十分に調整を行い、当該委員が質疑を行うことは可能である。また、総括質疑において質疑することも可能である。こういった考え方により、これまで議論を進めてきたと認識している。

○松原委員 したがって、差し替えについては行わないということでよいのではないか。○浜田委員 将来的なテーマとしては理解できるが、現状では意見を集約することが望ましいと思う。差し替えまで含めるとなると、意見集約のハードルが高くなってしまうのではないか。

○織田委員 分科会方式を導入することで、自分の発言したいテーマが制約されてしまう ことを危惧する意見が、会派内で一部の議員から出された。各委員からの発言の内容も会 議の中で伝えてはいるが、その点が悩ましいところである。

○井口委員 これまでの議論からも、一つの問題で複数の局に関連する質疑があることは 理解できる。仮に理事者をフレキシブルに出席させることとなった場合、理事者側の負担 は増大し、調整も大変なのではないか。理事者がバッティングしてしまうことを懸念する 必要があるのではないか。

○浜田委員 案2では難しいが、案1であればその懸念はなくなる。その中間的な提案が 案3であり、理事者のバッティングは少なくなるのではないかと考える。

○石田 (康) 座長 委員の差し替えについては、各委員から難しいとの意見が多く出されているが、織田委員いかがか。

○織田委員 差し替えが難しいことは承知した。議論は先に進めていただいて構わない。

○石田(康)座長 それでは、(1)の開催日数については、本日はこの程度にさせていただきたい。

次に、本日追加させていただいた (2) の所管、構成等についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「常任委員会に準じる。会長及び副会長は、それぞれの常任委員会の正副委員長をもって充てる」ことと確認したいが、よろしいか。

### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に(4)の発言時間(努力目標時間)についてであるが、案1及び案2については1人30分、案3については20分掛ける2日で1人40分となっている。これらの案について各委員の意見を伺いたい。

○浜田委員 今後、議運でも協議を行うこととなると思うが、協議会として意見をまとめることが望ましいと考える。したがって、現状からの激変を緩和するために、2日間で40分を提案した。

○石田 (康) 座長 それぞれの案が示されているが、本日のところは、1人30分から4 0分の範囲の中で質疑を行うことは確認したいが、よろしいか。

## ( 異議なし )

○石田 (康) 座長 それではそのように確認させていただき、次回、引き続き協議をお願いしたい。

次に、追加の(6)の質疑方法についてであるが、御意見が特になければ、見直し案の とおり「一問一答による質疑方法とする」ことと確認したいが、よろしいか。

#### ( 異議なし )

○石田 (康) 座長 それでは、そのように確認させていただく。次に、(7) の発言順序 についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「おおむねその会期の発言 の会派順位によるが、審査の効率性を考慮して、理事者の交代が少なくなるよう、発言順 序を変更することができる」ことと確認したいが、よろしいか。

### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それではそのように確認させていただく。

次に総括質疑関係について協議をお願いしたい。まず、(3)の発言者についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「各会派1人ずつ、無所属議員」とすることと確認したいが、よろしいか。

### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それではそのように確認させていただく。

次に(4)の発言時間についてであるが、本日配付した総括質疑会派別発言時間(案)に基づき議論を進めていきたい。

案1及び案2は既に前回お示ししたものであり、案3は前回の月本委員の意見を基に作成したもの、また、案4から案7についても参考として列記している。これらの案を踏まえて、各委員の意見を伺いたい。なお、前回の協議会では、案1は無所属議員の時間が5.5分で短いのではないかとの意見があり、一方、案2では無所属が16分であるのに対して、6人の会派であるみんなの党が37分であり公平性の観点からいかがなものかとの意見があった。そのため、今回、案3から案7まで、案をふやして提示させていただいた。できれば、これらの案から各委員の共通項を絞っていきたい。

○沼沢副座長 なぜ会派割りの時間が5分の1や9分の1とするのか、その根拠を示さなければならないと考える。具体的には1人会派も1つの会派とした場合、5会派プラス1プラス1で7会派となる。この理由からでは案5が妥当ではないかと考える。

今後の会派構成がどうなるかは分からないが、会派数がふえれば、その数を分母として 会派割りの時間を計算することも考えられる。

○松原委員 10分以上は必要であると考える。しかし、一方で今後無所属議員がふえる ことも想定できるので、その点は難しいとも思える。そもそも無所属議員を1会派とみな すことにも疑問はある。

○浜田委員 もしくは、無所属議員の時間を10分以上の時間で固定し、それを除いた時間数を各会派に人数割りする考え方もあると思う。

○月本委員 特に根拠があるわけではないが、無所属議員の時間は10分程度が妥当と考えている。先ほどの会派均等割りを7分の1にする考え方もあると思うが、無所属議員が ふえた場合の対応も含めて検討してみたい。

- ○沼沢副座長 ただいまの月本委員の発言のとおり、無所属議員が5人や6人になった場合のシミュレーションも踏まえ議論をしていく必要があると考える。
- ○石田(康)座長 それでは、(4)の発言時間については、本日はこの程度にさせていただき、次回は無所属議員がふえた場合のシミュレーションも踏まえ、議論を深めることとさせていただきたい。
- 次に、(5)の質疑方法についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり 「質疑及び答弁は、それぞれ一括して行う」ことと確認したいが、よろしいか。

# ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、(6)の発言順序についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「無所属議員は全会派の質疑終了後に発言することとし、無所属議員が複数いる場合は、相互の話し合いにより順序を決める」ことと確認したいが、よろしいか。

### ( 異議なし )

○石田 (康) 座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、(7)の発言場所についてであるが、総括質疑は、議場での実施を想定しており、案1の「質問・答弁は登壇して行うが、再質問・再答弁は自席で行う」と、案2の「質疑・答弁とも自席で行う」ことの2つの案を提示させていただいた。各委員の考えを伺いたい。

- ○月本委員 本会議の一般質問では自席での質問となっていることや、あくまでも委員会 であるため、自席での質疑が望ましいのではないかと考える。
- ○石田(康)座長 それでは、質疑については案2のとおり「質疑・答弁とも自席で行う」ことと確認したいが、よろしいか。

#### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。次に、(8)の発言通告 についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「質疑の項目を通告すること」と確認したいが、よろしいか。

#### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、(9)の意見・要望の取扱いについてであるが、御意見が特になければ、見直し 案のとおり「質疑の際に、意見・要望をあわせて行う」ことと確認したいが、よろしい か。

### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、4の分科会報告についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「分科会報告は、口頭により主な質疑項目と審査結果を報告する」ことと確認したいが、よろしいか。

### ( 異議なし )

○石田 (康) 座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、5の討論についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「総括質疑の際に、意見・要望もあわせて行うため、決算審査特別委員会では討論は行わない(必要があれば、会派の判断により、本会議で討論を行う。)」ことと確認したいが、よろしいか。

### ( 異議なし )

○石田 (康) 座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、6の採決についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「まず、 全会一致の議案を一括採決し、次に、それ以外の議案を、順次採決する。(結論が同一の 議案は一括して採決する。)。一般会計決算議案が、分科会ごとに結論が分かれる場合に おいても、議案一体の原則により、議案を分けずに採決する。」ことと確認したいが、よ ろしいか。

### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、7の全体会第1日(決算内容の説明)についてであるが、御意見が特になければ、見直し案のとおり「出席理事者は、市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、会計管理者、各区長、こども本部長、監査委員とする」ことと確認したいが、よろしいか。

### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、8のその他、従来の取扱いを変更しない点についてであるが、7つの項目に対して御意見等があれば伺いたい。

○浜田委員 (2)の決算審査特別委員会は、議員選出の監査委員2人を除く議員をもつ

て構成することとなっているが、分科会についても所属しないという考えでよいか。

○石塚議事課長 他都市での取扱いについて確認させていただきたい。

○浜田委員 次に、分科会での審査の流れについて確認させていただきたい。分科会では 課長級の職員まで答弁を行うことが想定されるが、仮にこの会議室で実施した場合、どの 程度の理事者が入れるのか。分科会を開催する会議室をどうするか検討しなければならな いと考える。

○石田 (康) 座長 案1であれば1日1か所での開催となるため、開催場所は確保できるが、案2であれば5分科会が同時開催であるため、現状の委員会室を活用することとなる。その場合は、理事者の答弁順序を調整し、効率的な運営を行う工夫が必要であると考える。

○浜田委員 例えば、局別に審査することとなった場合は、理事者を入れ替えて質疑を行うこととなるが、審査に当たっての流れはどのようになるのか、具体的な検討が必要ではないか。

○石田 (康) 座長 会派ごとに質疑を行うことが前提となるため、発言者の内容により理事者が交代することなどが考えられる。

○松原委員 現状の委員会室のレイアウトのイメージで考えると、そのようにならざるを 得ないが、仮にレイアウトを現状のコの字型から学校形式に変更し、対面式で質問者席を 設置し質疑を行うことも可能ではないか。

○石田 (康) 座長 さまざまな意見が出されたが、本日のところはこの程度にとどめ、次 回引き続き協議を行うこととしたいがよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、次回引き続き協議を行うこととする。

(2) 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

### 【協議結果】

本件について検討を行い、意見陳述の実施については各委員の意見の一致が見られなかったが、協議を継続することとし、次回、制度を導入した場合のルール等を協議することとした。

【主な意見】

○浜田委員 前回の協議会では、参考人として出席を求める場合は、交通費等の費用弁償が発生するとのことであったが、他の自治体の例のように、休憩中に請願・陳情提出者に発言を許可する場合は、費用弁償の支払いが発生しないのか確認したい。

○井口委員 参考人制度は、あくまでも委員会が参考人から意見を聞く必要があると判断して招致するものであり、それに係る費用弁償を議会が負担するという考え方であると理解している。今回、議論をしている請願・陳情提出者の意見陳述は、提出者の希望を受けて、提出者が意見を述べることができる場を設けるものと考えており、そのため、費用弁償等を議会が負担する性格のものではないと考える。そもそも、請願・陳情提出者の意見陳述とは制度の趣旨が違うので、参考人制度を活用することは論点が違うのではないか。 ○石田(康)座長 これまでの議論から、参考人制度を活用するのではなく、新たな制度として、請願・陳情提出者を招いて意見陳述を行う場を設けるか否かについて協議を行っていると理解している。

○浜田委員 参考人制度とは趣旨が違うということは理解した。前回の協議会では、請願・陳情の扱いに軽重の差を設けるべきとの意見があった。この考えを踏まえると、請願のみ対象とし、時間制限を設け休憩中に実施するなど、条件を設定することの検討も考えられるが、井口委員のお考えを伺いたい。

○井口委員 他都市では休憩中に実施しているが、その理由は議事録に記載しない点を考慮しているのではないかと思わる。この点については理解できない点もあるが、請願・陳情提出者の発言時間は設定する必要があると考えられ、一定のルールを定めるといった点には異論はない。また、私見では、請願、陳情に差異はないものと考えており、請願のみ実施することに賛成とは言いにくいが、一方で、すべての陳情を対象とすることも現実的でない部分も考えられるため、一定のルールは設けるべきと考えており、その点は、協議して考え方を一致できればと思う。

○織田委員 前回も発言したが、請願・陳情の軽重を設けるべきと考えているので、その 点は整理したい。具体的には、陳情については現行どおりとし、請願については、場合に よっては、公式、非公式は議論の余地があると思うが、委員会の場で紹介議員が説明する 方法がよいのではないか。いずれにしても何らかの線引きが必要と考える。

○沼沢副座長 請願・陳情提出者の思いを汲み取るという視点では、意見陳述を行う場を

設けることは1つの方法であるが、実態として、内容的にそぐわない陳情も散見されており、そのような陳情に対しても発言の場を与えるとなると委員会運営そのものに支障をきたすおそれがあると考えられる。したがって、委員会の運営と陳情の提出状況を考慮すると、何らかのフィルターを設ける必要性があると考える。請願は法律で規定された請願権に基づくものであることから、陳情と請願を区別して取り扱うべきと考える。

○月本委員 請願、陳情の扱いについては同意見である。

紹介議員制度についてであるが、請願の紹介議員は請願者の思いを受けて署名をしており、本来、請願の内容を説明すべきは紹介議員である。しかし、仮に紹介議員に説明を求めるとしても、署名議員が複数いた場合に誰に出席を求めるのか、誰が出席を決定するのかなどの課題がある。また、常任委員会は同日に開催されており、実質的に出席を求めることは運用的に困難な面がある。このような理由により、紹介議員制度が活用されていないと考えられるが、制度があるにもかかわらず活用されていない実態があるので、新しい制度を考えるのではなく、まず、現行制度を運用することを検討することが重要ではないかと考える。

○井口委員 紹介議員制度は、参考人制度と同様に、委員会が必要があると認めた場合に限り発言が許されるものであり、意見陳述とは考え方が異なると考える。この検討課題の議論は、委員会の判断によらず、希望する提出者が発言できる場を設けるための新しいルールづくりについて議論していると理解している。

○松原委員 署名議員が一人であっても請願になることは考慮すべきと考える。意見陳述 の実施には解決すべきさまざまな課題が存在するので、本件については、結論を出すには 時期尚早ではないか。

○浜田委員 発言時間や請願・陳情の軽重の差を設定するのであれば、議論の余地はある のではないか。

○織田委員 検討を続けることで構わない。

○月本委員 請願と陳情に軽重の差を設けることでもよいが、現行制度の活用も検討すべきと思う。

○松原委員 軽重の差を設定したとしても、例えば、ある議員が思いつくままに署名をして請願が増加することなどもあり得る。このように考慮すべき点が多々あると思われるので、請願のみ認める方向で議論すること自体も拙速であると考える。

そもそも請願の署名にあたっては、提出者の意見を聞いて、団会議等で会派として十分

に協議を行い署名するものであり、その時点で提出者の意向を確認している。したがって、 現状では、あらためて委員会で提出者からの意見陳述の機会を設けたとしても二重のこと であり、意見陳述の必要性に疑問を感じる。

○沼沢副座長 前回も指摘したが、意見陳述を実施している市は、請願・陳情文の朗読を 実施していない。また、意見陳述が可能であったとしても、時間は3分程度であり、自然 と請願・陳情文の朗読と同程度の内容になるため、決してフリートークでどのような内容 の発言でも認めるということにはならない。そういった点を考慮すると、事務局の朗読を 行わず、その代わりに提出者から説明を受けるといった選択肢も考えられるのではないか。

○石田 (康) 座長 更に議論を深めていくこととしても、松原委員はよろしいか。

○松原委員 疑問な点は多々あるが、議論を続けることには反対しない。

〇石田 (康) 座長 それでは、各委員の意見の方向性は一致しない点があるが、仮に制度 を導入することとした場合の、請願・陳情提出者の意見陳述の実施方法等について引き続き協議していくということでよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、本日のところはこの程度とさせていただく。

(3) 会期の見直し

### 【協議結果】

地方自治法の改正による新たな会期制度の内容や他都市の状況について、事務局から、資料に基づき説明し、次回継続して検討することとした。

# 【主な意見】

○石田 (康) 座長 本件検討課題については、第2回の協議会で協議を行い、会期を見直 すことに賛成する意見もあったが、国の制度改正等の動向を注視する必要があるため、議 論を進めるには時期尚早ではないかとの意見もあり、協議を保留とした経緯がある。その 後、法改正が行われ、現実的に議論できる状況になったため、再び議題として取り上げる ものである。

本日は配付資料も膨大であり、具体的な議論に向けて内容の精査等にも一定程度の時間

が必要であると思われるので、本日のところは、資料の不明な点等の確認にとどめさせていただき、具体的な議論は次回以降にお願いできればと思う。質問等があれば、お願いしたい。

○織田委員 先行他都市における対応も含めて、通年会期とした場合の会議開催の手続き について確認したい。

○石塚議事課長 新たに規定された地方自治法第102条の2に基づいて通年議会を採用している自治体は、現在では存在していないと認識している。従来からの地方自治法第102条の会期制度により通年会期としている自治体では、年間の会期スケジュールを策定しているようだが、具体例としては、資料に示している長崎県のように、従来の定例会に相当する定例月議会といった期間を設けて運用している事例が多いと認識している。

○織田委員 法改正により、従来の制度と新制度との選択制になったとのことであるが、 場合によっては従来の制度を活用した方がより柔軟な運営ができることもあると理解して よいか。

○石塚議事課長 新たな会期制度では、基本的に本会議の開催日を定例日として条例で定めることとされている。本市議会では、日程を積み上げて会期日程全体を構成して会議を運営しており、このことを考慮すると、現状の会期の設定方法では現実的に対応が難しいと考えられる。したがって、新たな会期制度により通年会期とする場合には、会期の設定自体を根本から見直さなければ対応ができないと考える。

○織田委員 今回の法改正は、長と議長の議会の招集権の関係も考慮された改正であると 思われるが、従来の制度と新制度における議会の招集手続きについて確認したい。

○石塚議事課長 従来の制度では、地方公共団体の長が議会の招集権限を有している。一方で、新制度でも招集は長が行うが、会期があらかじめ条例で規定されているため、基本的に、一般選挙後30日以内に長が議会を招集する場合などの例外を除き、招集行為は必要ないとされている。

○沼沢副座長 会期が通年となれば、長の専決処分は発生せず、議会権限の拡大につながる。法改正により、議会が会期を選択することが可能になったと理解しており、各委員持ち帰り、資料も精査の上、引き続き議論をいただければと考える。

○石田(康)座長 それでは、本日のところはこの程度とさせていただいて、よろしいか。 ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、次回引き続き協議を行うこととする。

2 その他

【次回会議日程】

今後調整することとした。

午後3時31分閉会